

首都大学東京における自己点検・評価の取組

首都大学東京管理部学長室 課長補佐
飯村 学

1. 大学を対象とする3つの評価

現在、首都大学東京の組織としての教育研究活動等を対象として行われる評価としては、大学が自ら行う「自己点検・評価」、学校教育法に基づき文部科学大臣が認証した評価機関の評価を受ける「認証評価」、地方独立行政法人法に基づき東京都の評価委員会から中期目標の達成状況について評価を受ける「公立大学法人評価」の3つがあります。

認証評価も、公立大学法人評価も、大学が自己点検・評価の結果をまとめて提出する「自己評価書」や「業務実績報告書」に基づき行われるものですから、大学が自ら行う自己点検・評価がすべての評価の基本であるといえます。

2. 自己点検・評価の実施体制

(1) 全学の自己点検・評価委員会

本学には、各学部・系、研究科等からの委員及び関係課長等で構成される「自己点検・評価委員会」が置かれています。

自己点検・評価委員会の役割としては、①全学の自己点検・評価活動の進め方についての基本的な考え方や方針の議論、②各部局や基礎教育センターなどの全学組織等による点検・評価をベースに教育研究に関する自己点検・評価をとりまとめ、③自己点検・評価活動を通じて改善すべき事項などの課題等を洗い出し、改善計画をとりまとめて改善を促進、④必要に応じて各部局における自己点検・評価の取組を支援、などがあげられます。

(2) 各部局における体制

全学の委員会だけでなく、学部・系、研究科ごとにも、自己点検・評価委員会の部局別部会を設け、全学の自己点検・評価の基礎となる部局別の点検・評価活動に取り組んでいます。

3. 毎年度の業務実績評価（公立大学法人評価）

(1) 業務実績評価の流れ

公立大学法人の場合、東京都が公立大学法人の意見に配慮した上で策定する6年間の中期目標（都議会の議決が必要）を受け、公立大学法人が6年間の中期計画を作成して東京都知事の認可を受けます。さらに、毎年度、年度計画を作成して都知事へ届け出ています。

各年度の終了時には、年度計画の項目ごとに達成状況を「S・A・B・C」で自己評価し、その時点における中期計画の実施状況を報告する「業務実績報告書」を作成して提出します。

これを受けて東京都の評価委員会が「業務実績評価」を行い、評価結果（業務実績評価書）は広く公表されるとともに都議会にも報告されます。

本学では、この業務実績報告書作成の過程で明らかになった課題や、評価委員会による評価結果に対応して改善計画を作成し、改善の取組を実施しています。

(2) 業務実績報告書作成の手順

毎年の業務実績報告書のうち、教育研究に関する項目については、各部局の実績に関する項目は各部局が、全般的な事項は担当課が関係委員会の意見を踏まえて原案を作成し、全体を自己点検・評価委員会がとりまとめています。その他の、財務運営等に関する項目は事務局長がとりまとめ、両者を調整・統合して報告書を作成しています。

4. 認証評価に向けた自己点検・評価の取組

(1) 平成19年度までの取組

本学では、7年以内に1度受けなければならない認証評価の評価機関として「大学評価・学位授与機構」を選定しており、平成22年度に評価を受ける予定としています。

平成19年度には、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準のうち教育活動に関する基準について、各部局で点検・評価を行った上で部局別自己評価書（試行）を作成し、それを全学版自己評価書（試行）にまとめるという形で点検・評価に取り組みました。また、並行して、自己評価の根拠となる資料・データ等の収集も行いました。

この過程で、認証評価を受けるに当たって必要となる事項等（改善を検討すべき事項、新たに取り組むべき事項、根拠として提出すべき資料で不足しているものなど）を洗い出しています。

(2) 今後の予定

平成20年度は、評価基準全体について点検・評価を実施して、改めて自己評価書（試行）を作成する予定です。また、平成19年度の取組により洗い出した、改善

に向けて検討すべき事項についても、それぞれ各部署等で検討を進めます。

首都大学東京は平成20年度末で学年進行が完成するため、平成21年度から本番の自己評価書の作成に着手し、平成22年6月に自己評価書を大学評価・学位授与機構に提出する予定です。その後、書面調査や訪問調査により評価が実施され、認証評価結果は平成23年3月に通知・公表されることとなります。

(3) 認証評価機関の大学評価基準

文部科学大臣に認証された評価機関は複数あり、それぞれ評価基準を定めています。本学が受審する予定の大学評価・学位授与機構は、①大学の目的、②教育研究組織（実施体制）、③教員及び教育支援者、④学生の受入、⑤教育内容及び方法、⑥教育の成果、⑦学生支援等、⑧施設・設備、⑨教育の質の向上及び改善のためのシステム、⑩財務、⑪管理運営、という11の基準を設けています。

平成19年度は、上記のうち、教育活動に関する基準である、基準⑤⑥⑦⑨について自己評価の試行を行いました。なお、多くの基準が大学の現況や活動の実施状況等を評価の対象とするのに対し、基準⑥「教育の成果」のみ、教育の成果を問う基準になっており、何を根拠として大学教育の成果を示すのかが課題となります。

このほか、大学の希望に応じて評価を受けることができる選択的評価事項として、「研究活動の状況」と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」があり、本学ではこのいずれも受審する方向で検討しています。

(4) 公立大学法人における認証評価の意味

文部科学省の国立大学法人評価委員会や東京都の評価委員会には、教育研究活動の内容等について専門的な評価を行う体制がないことなどから、毎年の業務実績評価では、教育研究に関する事項については外形的客観的な進行状況の評価のみを行っています。

国立大学法人法においては、6年間の中期目標期間に係る実績評価は、大学評価・学位授与機構に国立大学の教育研究の水準や質の向上度も含めた評価（認証評価と

は別の評価）の実施を要請し、評価委員会がその結果を尊重して行うこととされています。

一方、地方独立行政法人法では、公立大学法人の特例として、評価委員会が中期目標期間の評価を行うに当たっては、認証評価機関による教育研究の状況についての評価を踏まえることとされており、認証評価の持つ意味が大きくなっています。

5. 各部署において期待される取組

内実を伴う自己点検・評価を進めていくため、全学の委員会の活動だけでなく、各部署においては、①点検・評価の基礎ともなる学部別、専攻別の年次報告書、アニュアルレポート等の作成、②業務実績評価や認証評価の際の自己評価のベースとなる各部署の教育研究活動についての自己点検・評価、③部局版の自己点検・評価報告書（独自の評価項目を加えてもよい）の作成と公表、④専門分野別の自己点検・評価の検証としての外部評価（学外の専門家に委嘱）の実施、などの活動が期待されます。

なお、すべての大学が7年以内に1度受けることとして平成16年度から導入された認証評価制度が次のサイクルを迎える平成23年度以降に向けて、現在、国においては、学問分野別の質保証の枠組みづくりが検討されており、特に大学院における専門分野別の自己点検・評価を促進することが強調されています。

6. 自己点検・評価活動に関する課題

自己点検・評価は、その結果を生かして、教育研究活動や大学運営を改善していくための活動です。評価のための評価、単なる作業や作文になってしまえば、負担感が大きくなるばかりで効果がありません。

点検・評価によって現状の課題を洗い出し改善に取り組むことが大切ですし、本学の教育研究において優れている点を積極的に見いだして評価することも重要な課題だと言えます。